

○経済産業省告示第百二十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第四号（中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件）を次のように改正する。

平成三十年六月二十九日

経済産業大臣 世耕 弘成

1 事業活動の制限

ロシア連邦排他的経済水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限事由

次のいずれかに該当する中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降、いずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が過去四年間における各年のいずれかの同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが過去四年間における各年のいずれかの同期比十パーセント以上であること

一 特定漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

二 特定漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、特定漁業者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者

三 北海道根室市に事業所を有する中小企業者

3 指定期間

平成二十八年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

○特許庁告示第五号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二十二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社A I R I から、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年六月二十九日

特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第6号	株式会社A I R I	（本社） 東京都港区芝四丁目4番10号
第15号		（目黒支所） 東京都品川区上大崎三丁目3番1号
第23号		（六本木支所） 東京都港区六本木二丁目1番13号
第25号		（関西支社 京都事務所） 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町361番1
第36号		京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町358番地
第42号		（関西支社 大阪事務所） 大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号
第46号	愛知県名古屋市中村区並木2丁目182番地	（中部支社）
第56号		

○国土交通省告示第七百八十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1441	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「(仮称)天玉寺区東高津町計画」の構造方法に応じて評価する方法	1－4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大和ハウズ株式会社 支配人 健治	大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成30年6月20日

○環境省告示第四十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）

第六条第一項の規定に基づき、やんばる国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成三十年六月二十九日

環境大臣 中川 雅治

一 追加する区域

沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署三
一林班、三七七林班から三九林班まで、四四林班、
四六林班、四七七林班及び六三三林班の全部並びに
二八林班、三〇林班、三三三林班から三六六林班ま
で、四一林班から四三三林班まで、四五五林班及び
五七七林班の各一部

沖縄県国頭郡国頭村字安田、字安波及び字与那
の各一部
沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署三林
班及び四林班の全部並びに五林班、七林班及び
一九林班の各一部
沖縄県国頭郡東村字高江の一部
二 削除する区域
沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味の一部
三 区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第四十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）

第八条第一項の規定に基づき、やんばる国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成三十年六月二十九日

環境大臣 中川 雅治

一 特別地域に次の区域を追加する。

沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署三
一林班、三七七林班から三九林班まで、四六林班、
四七七林班及び六三三林班の全部並びに二八林班、
三〇林班、三三三林班から三六六林班まで、四一林
班から四五五林班まで及び五七七林班の各一部
沖縄県国頭郡国頭村字安田、字安波及び字与那
の各一部

沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署三林
班及び四林班の全部並びに五林班、七林班及び
一九林班の各一部
沖縄県国頭郡東村字高江の一部
二 特別地域から次の区域を削除する。
沖縄県国頭郡大宜味村字大宜味の一部
三 特別保護地区に次の区域を追加する。
沖縄県国頭郡国頭村内国有林沖縄森林管理署三
一林班、三八八林班及び三九林班の全部並びに二
八林班、三〇林班、三三三林班から三六六林班ま
で、四一林班から四三三林班まで及び四五五林班の各一
部

沖縄県国頭郡国頭村字安田の一部
沖縄県国頭郡東村内国有林沖縄森林管理署三林
班及び四林班の全部並びに五林班、七林班及び
一九林班の各一部
沖縄県国頭郡東村字高江の一部